

徳島県データ利活用推進会議設置要綱

(目的)

第1条 徳島県が実施するデータ利活用施策に関して、学識経験者等から広く意見を聴取し、データ利活用推進等を図るため、徳島県データ利活用推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号について意見を述べるものとする。

- 一 徳島県が実施するデータ利活用施策に関すること
- 二 官民におけるデータの利活用促進に関すること
- 三 その他、データ利活用推進に必要なと認められる事項に関すること

(委員等)

第3条 委員は、6名以内とし、データの利活用等について学識経験等を有する者から知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 推進会議に会長1名、副会長1名を置く。
- 5 会長は、委員の互選により定めることとし、副会長は、会長が指名する。
- 6 会長は、推進会議を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

(第三者からの意見聴取)

第5条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、政策創造部統計データ課に置く。

(存続期間)

第7条 推進会議の存続期間は、この要綱施行の日からデータ利活用推進等に必要な期間とし、設置目的を達成した段階で廃止する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による推進会議の最初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成29年10月14日までとする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年6月8日から施行する。